居宅介護支援　重要事項説明書

１　事業主体概要			
事業者名 代表者名 所在地 電話番号 設立年月日	社会福祉法人フロンティア 理事長　山内　雅代 東京都豊島区池袋４丁目２９番６号 アクシア池袋２０４号室 ０３（５９４９）５９９５ 昭和５６年３月１０日		
２　事業所概要			
事業所名称	山吹の里ケアプラン相談センター		
事業所の類型	居宅介護支援事業所　豊島区指定　第１３７１６０００８９ 当事業所は特別養護老人ホーム山吹の里に併設されています		
管理者名	横尾　真彦		
開設年月日	平成１１年４月１日		
所在地	東京都豊島区高田３丁目３７番１７号		
電話番号	０３（３９８１）３１４０		
３　利用料			
居宅介護支援費（１カ月単位）			
①法定代理受領分		介護保険からの給付 （自己負担はありません。）	
②法定代理受領分以外　介護保険からの給付が受けられない場合（サービス提供証明書を発行いたします。）			
居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ） ※介護支援専門員１人当たりの取扱件数が４５件未満	要介護度１・２ （１，０８６単位）	１２，３８０円
		要介護度３・４・５ （１，４１１単位）	１６，０８５円
	居宅介護支援費（ⅱ） ※４５件以上６０件未満	要介護度１・２ （５４４単位）	６，２０１円
		要介護度３・４・５ （７０４単位）	８，０２５円
	居宅介護支援費（ⅲ） ※６０件以上	要介護度１・２ （３２６単位）	３，７１６円
		要介護度３・４・５ （４２２単位）	４，８１０円
居宅介護支援費（Ⅱ） ※一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む）の	居宅介護支援費（ⅰ） ※介護支援専門員１人あたりの取扱件数５０件未満	要介護度１・２ （１，０８６単位）	１２，３８０円
		要介護度３・４・５ （１、４１１単位）	１６，０８５円

活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定）	居宅介護支援費（ⅱ） ※５０件以上６０件未満	要介護度１・２ （５２７単位）	６，００７円
		要介護度３・４・５ （６８３単位）	７，７８６円
	居宅介護支援費（ⅲ） ※６０件以上	要介護度１・２ （３１６単位）	３，６０２円
		要介護度３・４・５ （４１０単位）	４，６７４円
初回加算		（＋３００単位）	３，４２０円
特定事業所加算	特定事業所加算（Ⅰ）	（＋５１９単位）	５，９１６円
	特定事業所加算（Ⅱ）	（＋４２１単位）	４，７９９円
	特定事業所加算（Ⅲ）	（＋３２３単位）	３，６８２円
	特定事業所加算（Ａ）	（＋１１４単位）	１，２９９円
特定事業所医療介護連携加算		（＋１２５単位）	１，４２５円
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（Ⅰ）	（＋２５０単位）	２，８５０円
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	（＋２００単位）	２，２８０円
退院・退所加算 ※入院または入所期間中１回を限度に算定	退院・退所加算（Ⅰ）イ	（＋４５０単位）	５，１３０円
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	（＋６００単位）	６，８４０円
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	（＋６００単位）	６，８４０円
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	（＋７５０単位）	８，５５０円
	退院・退所加算（Ⅲ）	（＋９００単位）	１０，２６０円
通院時情報連携加算		（＋５０単位）	５７０円
緊急時等居宅カンファレンス加算 ※１月に２回を限度に算定		（＋２００単位）	２，２８０円
ターミナルケアマネジメント加算 ※死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上在宅の訪問を行った場合		（＋４００単位）	４，５６０円
処遇改善加算		所定単位数の2.1%	
交通費（電車・バス等交通機関利用の場合）		地域外のみ交通費実費	
複写物		１枚１０円	

４　営業日等

営業日	月～土曜日　（１２月３０日～１月３日は除く）
営業時間	９：００～１７：００ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。
通常事業の実施地域	豊島区内

５　職員体制

管　　理　　者	１名　　主任介護支援専門員　兼務
介護支援専門員	３名以上

６　事業の目的

・利用者に介護が必要となったとき、心身の状況等に応じて可能な限りご自宅において、自立した日常生活を営むことができますよう援助いたします。

７　運営の方針

・利用者の立場にたって援助を行います。
・利用者の意思を尊重し、利用者の選択に基づいて適切な医療・保健・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。

８　サービスの内容

１　居宅サービス計画の作成	・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族とご相談の上、居宅サービス事業者を紹介し、ご利用の調整をしながら居宅サービス計画を作成いたします。 ・利用者及び家族は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。 ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は重要事項説明書別紙のとおりです。 ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合やその他必要な時には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その場合居宅サービス計画を医師等に交付いたします。
２　介護保険施設への入所	・利用者が介護保険施設への入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供いたします。
３　経過観察	・居宅サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握をいたします。
４　再評価	・少なくとも月に１回訪問し、利用者の状況を把握させていただき、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整等を行うと共に、１ヶ月に１回モニタリングをいたします。
５　入院時	・病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
６　要介護認定等の援助	・要介護（要支援）認定の申請に必要な援助をいたします。
７　相談	・介護保険に関すること等、何でもご相談下さい。

９　契約の解除

１　以下の場合には、契約を解除することがあります。
（１）当事業所の職員の人数では対応できない場合
（２）利用者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて、指定居宅介護支援の依頼を

行っている場合
（３）利用者またはその家族が事業者や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

２　利用者は、いつでも事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

３　以下の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
（１）利用者が介護保険施設に入所した場合
（２）利用者の要介護認定区分が、要支援及び非該当(自立)と認定された場合
（３）利用者が死亡した場合

10　相談窓口・苦情対応

・利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。
　山吹の里ケアプラン相談センター　サービス相談窓口（午前９時～午後５時）
電話番号：０３－３９８１－３１４０
担当：　横尾　真彦
※苦情解決を目的として第三者委員会を設置しています。第三者委員の助言や立ち会いを求めることができますのでお問い合わせ下さい。

その他の相談窓口・苦情対応

豊島区役所 福祉部介護保険課	所在地：東京都豊島区南池袋２－４５－１ 電話番号　：０３－３９８１－１３１８（直通） ご利用時間：平日午前８時３０分～午後５時 （土日祝日・年末年始１２／２９～１／３を除く）
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地：東京都千代田区飯田橋３－５－１ 東京区政会館１１階 電話番号：０３－６２３８－０１７７　（直通） ご利用時間：平日　午前９時～午後５時 （土日祝日・年末年始１２／２９～１／３を除く）

11　虐待防止のための措置

・利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な次の対策を講じています。①対策を検討する委員会を定期的に開催　②指針の整備　③虐待を防止するための従業者に対する研修　④専任の担当者を配置
・虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ連絡します。

12　事故発生時の対応

・当事業所が利用者に対しておこなう居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
・前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。
・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　秘密保持
業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を職員に保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
14 個人情報の保護
利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
15　業務継続計画の策定
感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し、必要な対策を講じています。また、職員に対して、必要な研修及び訓練を実施いたします。
16 感染症の予防及びまん延防止のための措置
当事業所において感染症が発生し、またはまん延しないよう次の対策を講じています。 ①対策を検討する委員会を定期的に開催　②指針の整備　③研修及び訓練

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者　社会福祉法人フロンティア
所在地　東京都豊島区池袋４丁目２９番６号
　　アクシア池袋２０４号室

理事長　山内　雅代　　印

事業所　山吹の里ケアプラン相談センター
（豊島区：１３７１６０００８９）

説明者　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　住所

氏名　　印

家族及び代理人

住所

氏名　　印

続柄（　　）